

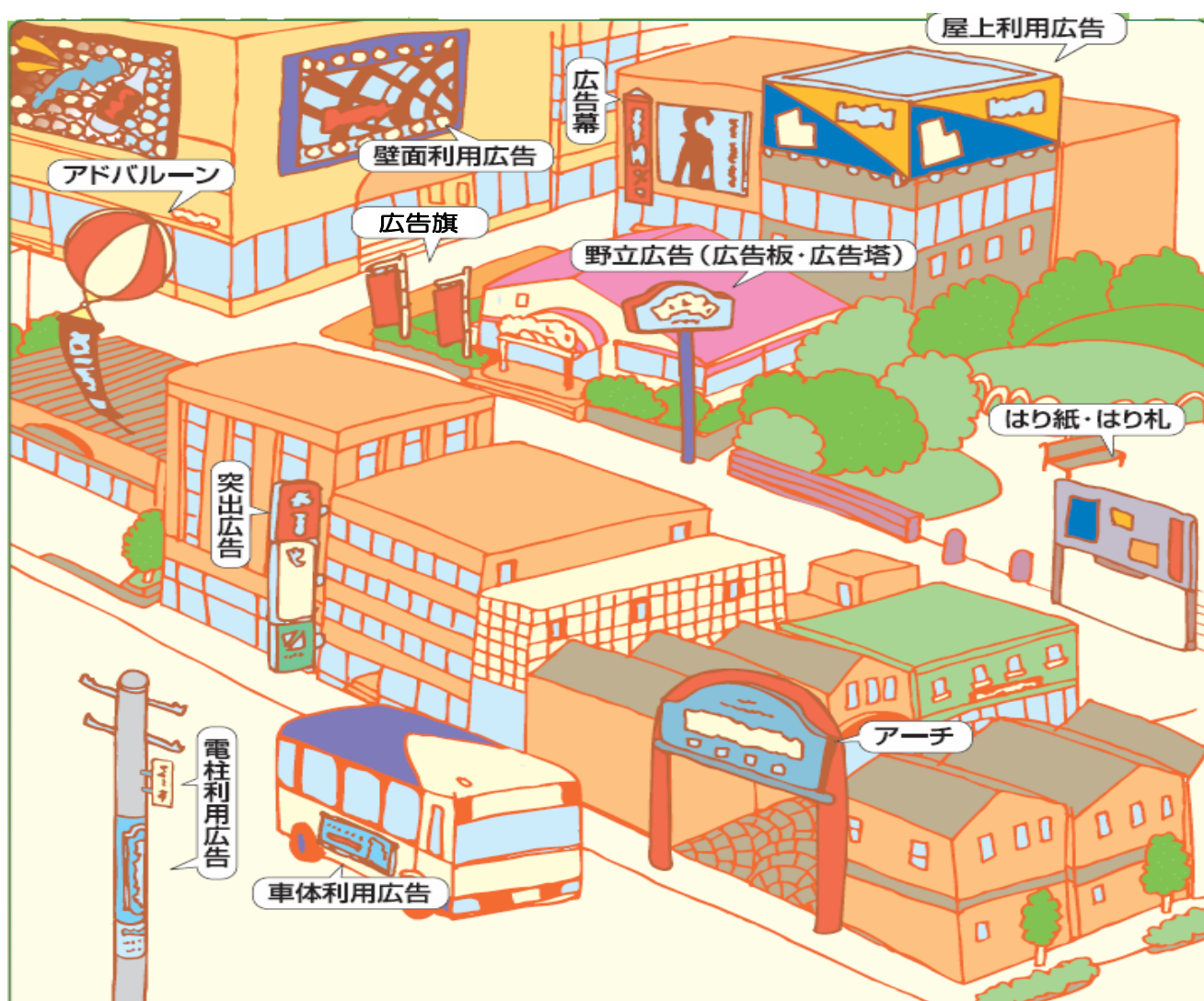
ごぞんじですか？屋外広告物制度

－ 美しいまちづくりは、屋外広告物の適正な表示から －

【屋外広告物とは？】

「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告板などをいいます。具体的には次のようなものがあります。

屋外広告物の種類（一例）



これら屋外広告物を表示するときは、景観に配慮するとともに公衆への危害を防止するため、原則として市町村長の許可を受けることとされています。

屋外広告物は、必要な許可を受けて表示しましょう

屋外広告物の適正な表示のために

～茨城県屋外広告物条例の概要～

- 県では、良好な景観の形成や風致の維持、及び公衆に対する危害防止のために、茨城県屋外広告物条例を定め、屋外広告物に対して必要な規制を行っています。規制の内容には、①屋外広告物を表示してはいけない地域（禁止地域）、②屋外広告物を表示してはいけない物件（禁止物件）等があります。
- また、広告主や土地所有者等に対しては、屋外広告物の適正な表示や管理等を求めています。
- 条例に違反する屋外広告物を表示すると、罰金刑（最高 100 万円）に処されることがあります。条例の規定を遵守し、美しいまちづくりを目指しましょう。

○屋外広告物を表示してはいけない地域（禁止地域）

次に掲げる地域には、原則として屋外広告物を表示することはできません。

- ・ 第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、風致地区等の用途地域
- ・ 文化財とその周囲（半径 100m 以内）の地域、保安林、国定公園等の地域
- ・ 高速道路から 500m 以内、国道、県道、市町村道等の道路から一定の区域（5～250m 以内）※
※路線により、敷地境界から 250m 以内・50m 以内・5m 以内に分かれています。
- ・ 信号機又は道路標識から半径 10m 以内の区域 その他

○屋外広告物を表示してはいけない物件（禁止物件）

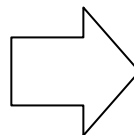
次に掲げる物件には、原則として屋外広告物を表示することはできません。

- ・ 電柱、街灯柱（はり紙、はり札、立看板等の表示を禁止）
- ・ 街路樹、信号機、道路標識、ガードレール、歩道橋、道路の分離帯、カーブミラー
- ・ パーキングメーター、郵便ポスト、電話ボックス、道路の路面 その他

○広告主・土地所有者等の責務

- ・ 屋外広告物の広告主は、屋外広告物の法律や条例の規制等に適合した表示や適正な管理に努めることが求められています。
- ・ また、屋外広告物が表示された土地の所有者にも、広告主と同様の努力が求められています。

- ・ 禁止地域や禁止物件に屋外広告物を表示したとき
- ・ 必要な許可を受けずに屋外広告物を表示したとき
- ・ 違反に対する措置命令に従わなかったとき
- ・ その他の違反行為があったとき



罰金刑
(最高 100 万円)



お問い合わせ先

○行方市 建設部 都市建設課 都市計画グループ

TEL 0299 (55) 0111 内線 232/233

○茨城県 土木部 都市局 都市計画課 都市行政担当

TEL 029 (301) 4579 (直通)